

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの期間の付加保険料及び55年1月から同年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年10月から同年12月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

将来の生活設計のため、昭和50年9月1日に国民年金に任意加入後は、61年3月まで国民年金保険料と付加保険料を納付してきたはずである。申立期間①は付加保険料が未納となっていることに、申立期間②は付加保険料と国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月1日に任意加入後は、61年3月まで国民年金保険料と付加保険料を納付してきたはずであるとしているところ、申立期間は納付可能な期間であり、申立期間①及び②の前後は住所の移動が無く、経済的にも安定しており、申立人が、それぞれ3か月と短期間である申立期間の付加保険料及び付加保険料を含む国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和50年9月1日に任意加入後、申立期間①及び②を除き国民年金保険料と付加保険料を61年4月に第3号被保険者となるまで申立期間を除きすべて納付していること、移転時の国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和51年10月から同年12月までの期間の付加保険料及び55年1月から同年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 52 年 6 月から 54 年 12 月までの期間は、納付書か口座振替で納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、納付書か口座振替で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 8 月ごろに払い出されており、申立期間の前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が、3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月及び同年8月

平成5年6月に会社を退職後、妻が、A区役所B支所（現在は、C区役所）において国民年金への加入手続をしてくれた。同年8月に就職が決まったため、まだ納付していなかった5年7月及び同年8月の夫婦二人分の国民年金保険料を妻が納付してくれた。妻の納付記録が納付済みとなっているのに私の記録が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年6月に会社を退職後、申立人の妻が、A区役所B支所において国民年金への加入手続をし、その後申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間の直前の期間が第3号被保険者期間であったその妻の申立期間における納付記録は、第1号被保険者として納付済みとなっており、その妻は国民年金の種別変更手続を適切に行ったと考えられ、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行わなかったとは考え難い。

また、申立人が、2か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年3月まで

私が20歳になった昭和45年ころ、当時国民年金に加入していた母が、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、母と父と私を含めた3人分の保険料を一緒に母が市役所かB郵便局のいずれかの窓口で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時同居していた申立人の母が国民年金の加入手続及びその保険料納付をしてくれたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月ころに払い出され、その時点では申立期間は過年度納付が可能である上、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の母及び父の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以降の保険料はすべて納付済みであることから、納付意欲が高かったことがうかがえ、16か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分と当時同居していた義弟の分とを一緒にA市から委託された集金人に納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が夫婦二人分と当時同居していた申立人の義弟の分とを一緒にA市から委託された集金人に納付したはずであると主張しているところ、申立人は昭和38年5月31日付けで4,200円をA市収入役が領収した旨の領収証書を所持している。当該領収額が当時同居していた家族3人の1年分の国民年金保険料に該当していることから、当該領収証書は、申立人を含む家族3人分の過去1年分の保険料をさかのぼって納付した際に発行されたものと考えられ、申立期間である昭和36年度の保険料を納付した領収証書とは断言できないものの、その時点で納付可能な申立期間の保険料を未納のままとするのは不自然である。

また、申立人が、12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から51年12月まで

夫が会社を辞めることになったので国民年金への切替えの手続をするためにA区役所に行き、そこで、国民年金保険料を納付していない期間があるということを知った。さかのぼって納付すれば加入記録を回復できると言われたので、言われたとおりの金額を納付した。申立期間について未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、第3回特例納付の実施期間内である昭和54年1月から同年3月までの期間に払い出されており、申立人提出の領収証書によると、申立期間直後の52年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料を第3回特例納付の実施期間内である54年5月16日に過年度納付している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付によって納付したと仮定した場合、第3回特例納付の実施状況からみて、申立人が主張する納付場所及び納付金額については、総合的でないとは判断できない。

さらに、申立人は、申立期間以降において、国民年金保険料をすべて納付しており、未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年8月までの期間、49年10月から50年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで
③ 昭和50年7月から同年12月まで

昭和50年ころから53年ころまでの間に、私の国民年金保険料と夫の保険料を併せて一括納付したので、申立期間の保険料について納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人が昭和54年から平成6年まで居住していたA町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、申立人が、昭和55年6月28日（申立人の夫と同日）に、42年4月から49年9月までの国民年金保険料を特例納付したことが確認できるが、特例納付する時点で申立期間②及び③も保険料を納付することが可能であったこと、両申立期間の直前及び直後は納付済期間となっていること、並びに国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、申立人が併せて保険料を納付したと主張する申立人の夫は、申立期間②について、申立人が42年4月から49年9月までの期間の国民年金保険料を特例納付した日と同日に特例納付していることから、申立人が両申立期間の直前の保険料を納付し、両申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料と併せて保険料を一括納付したとしており、A町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人の夫は、申立期間②を含む昭和42年4月から50年3

月までの保険料について、55年6月28日に特例納付済みである。

さらに、A町の「国民年金被保険者資格記録状況」では、申立期間②及び③の間の昭和50年4月から同年6月までの保険料納付記録があり、申立期間③直後の51年1月から同年3月までの保険料納付記録が無いが、申立人がA町の前に居住していたB市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳では、50年4月から同年6月までの保険料納付記録が無く、51年1月から同年3月までを含む同年1月から52年3月までの保険料が過年度納付済みになっており、行政機関側の記録管理に齟齬が見られる。

一方、申立期間①について、申立人が保険料を併せて納付したとする申立人の夫は、厚生年金保険加入期間以外の期間は未加入又は未納であり、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた昭和40年5月から同年7月までは、申立人は、国民年金の任意加入期間であったと推認でき、特例納付の対象ではなかったと考えられる上、保険料納付をうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、第3回特例納付の実施期間である昭和55年6月28日に、42年4月から49年9月までの合計90か月分の保険料を特例納付していることが確認できるところ、当該期間のうち46年11月から49年3月までの29か月間は厚生年金保険被保険者期間であるとして、平成6年7月に保険料を還付されているが、当該期間は、申立人は、厚生年金保険被保険者であることを踏まえると、特例納付した90か月分のうち29か月分の保険料は、申立期間①のうち、本来、国民年金の強制加入期間である昭和36年4月から38年8月までの保険料として納付したものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年8月までの期間、49年10月から50年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
会社を退職後、私の母親が、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料と付加保険料を納付してくれたと母親から聞いていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後に、申立人の母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含む保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人のA市国民年金被保険者台帳には、申立人が昭和53年9月1日に国民年金の被保険者資格を取得し54年6月30日に付加年金の申出を行った記録、及び同年7月7日に53年9月から54年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を過年度収納している記録が確認できる。

このことから、A市では、制度上認められていない付加年金保険料の^{そきゅう}遡及収納を実施していたと推認され、行政側の事務手続に不適切な取扱いがあったことがうかがわれる。

また、申立期間のうちオンライン記録では未納とされている昭和54年6月分が、申立人のA市国民年金検認記録では付加納付済みとされていることから、行政側の記録管理にも不備が見られる。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納が無く、付加保険料を納付するなど保険料の納付意識は高かったと認められる上、3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年12月までの期間及び平成元年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月から62年12月まで
② 平成元年4月から3年3月まで

昭和56年に亡くなった父の遺産整理をしていたころ、私は納付していなかった国民健康保険料をA区役所のB所（現在は、C所）に納付しに行った。その際に国民年金についての話があり、国民年金保険料については、2年前までさかのぼって納付できることも知った。その後20歳代前半のころに国民年金に加入した。申立期間①についての保険料は、納付の時点でさかのぼることができる61年*月からの分を、申立期間②についての保険料は、一括で15万円から20万円くらいを、同区役所又は金融機関で納付したと記憶している。その後も多額の保険料を納付したのだからと未納が無いように気をつけており、D市に転居した際にも、D市役所において2度国民年金の記録を確認し、未納は無いと言われた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年4月に払い出されており、払出時点からすると昭和62年1月までさかのぼって納付することが可能である上、申立人が62年1月から同年12月までの12か月間と短期間である保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②の保険料について、申立人は、一括で15万円から20万円くらい納付したとしているところ、申立人のオンライン記録では申立期間②は未加入期間となっているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月に払い出されており、そのころに申立人が加入手続を行ったと推測できるにもかかわらず、その加入手続直後から未加入であることには、不自然さがうかがえる。

また、同オンライン記録より、昭和63年1月から同年4月までの保険料を平成2年2月27日に収納していることが確認できることから、その収納日が含まれている期間が未加入であることについても、不自然さがうかがえる。

さらに、申立期間②の保険料額は申立人が申述する保険料額におおむね一致する上、24か月間と比較的短期間である保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 一方、申立期間①のうち、昭和61年*月から同年12月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が平成元年4月に払い出されていることから、払出時点からすると、当該期間は時効により納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年12月までの期間及び平成元年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は会社を退職した昭和49年4月ころ、国民年金の受給資格を満たすため、国民年金の加入手続をA市役所で行った。保険料の納付については、同市役所又は金融機関において、1年分をまとめて納付すると保険料が割り引きされることもあり、まとめて納付していたが、ねんきん特別便にて申立期間が未納であることを知った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月ころ国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50年7月ころに払い出されていることが推測でき、払出時点からすると、申立期間は保険料の納付が可能な期間である。

また、申立人は、1か月の国民年金の未加入期間を除き、申立期間以外に保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が12か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年2月まで

申立期間の国民年金については、母親がA市役所B支所で学生免除申請を行ってくれたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親がA市役所B支所で学生免除申請を行ってくれたはずであるとしているところ、その母親は、免除申請をした場所や当時の状況などを正確に記憶している。

また、申立期間の前後は免除が認められており、申立人の母が申立期間の免除申請を忘れたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年3月まで
申立期間の国民年金については、母親がA市役所B支所で学生免除申請を行ってくれたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親がA市役所B支所で学生免除申請を行ってくれたはずであるとしているところ、その母親は、免除申請をした場所や当時の状況などを正確に記憶している。

また、申立人の母親は、申立人の兄の免除申請も行っており、申立期間に対応する申立人の兄の納付記録は申請免除となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間①に係るA株式会社B支社における資格喪失日及び同社C工場における資格取得日を昭和38年8月1日に、申立期間②に係るC工場の資格喪失日を40年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和38年1月から同年7月までの期間を2万4,000円に、同年8月から同年12月までの期間を2万8,000円に、申立期間②に係る標準報酬月額については、40年3月を3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月1日から39年1月1日まで
② 昭和40年3月20日から同年4月1日まで

昭和32年9月17日に、18歳でA株式会社に入社して以来、転勤はあったものの、同社及び関連会社に勤務し、平成2年10月1日に資格を喪失するまで継続して働いていた。社会保険庁(当時)の記録では、昭和38年1月1日から39年1月1日までの期間及び40年3月20日から同年4月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いとのことだが、間違いなく継続して勤めていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入者台帳の記録及び事業主の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和38年8

月1日に同社B支社から同社C工場に異動、40年4月1日に同社C工場から同社D営業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の昭和37年12月のA株式会社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、38年1月から同年7月までの期間を2万4,000円に、39年1月の給与明細書における保険料控除額から、38年8月から同年12月までの期間を2万8,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の昭和40年2月のA株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間について、申立人の資格喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年11月28日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における申立期間に係る資格取得日の記録を昭和58年11月28日に、資格喪失日の記録を同年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月28日から59年2月1日まで
昭和51年5月1日から59年5月31日までA株式会社に勤務していたが、当初は、同じ社長が経営する株式会社Cで厚生年金保険に加入していた。株式会社Cが倒産したため、58年11月*日付けで同社における被保険者資格を喪失したが、A株式会社における資格取得日は59年2月1日となっている。この間も同社で勤務し、厚生年金保険料を給与控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Bの保管する給与台帳、総合振込金受取書等の記録により、申立人は、申立期間において、A株式会社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人がA株式会社を退職した翌月の昭和59年6月の給与支給に際して、当該控除済み保険料のうち58年12月及び59年1月の保険料が返済されていることが確認できることから、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた期間は、58年11月28日から同年12月1日までであると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与台帳の厚生年金保険料控除額及び返済額の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンラインの記録によれば、A株式会社は昭和59年2月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし同社は、47年9月28日に株式会社として成立しており、給与台帳等の記録により、申立期間には18人の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の昭和58年11月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和58年12月1日から59年2月1日までの期間については、前述のとおり、申立人は、事業主によりいったん給与から控除された当該期間の厚生年金保険料を後日返還されたことが確認できることから、この期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年5月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から9年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、8年5月から同年8月までの期間を19万円に、同年10月から同年12月までの期間を20万円に、9年1月を19万円に、同年2月を20万円に、同年3月を19万円に、同年4月を20万円に、同年5月を18万円に、同年6月を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年8月1日まで
平成8年2月13日から9年8月1日までA区にある株式会社Bに勤務したが、8年5月から9年7月までの期間の標準報酬月額が、給与明細書で天引きされている厚生年金保険料からすると低額となっているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成8年3月分から9年8月分までの株式会社Bにおける給与明細書及び給与明細書の無い月については雇用保険被保険者離職票によると、申立人は、8年6月分から同年9月分までの給与からオンライン記録（18万円）よりも高額な標準報酬月額19万円に相当する報酬月額を、同年10月分から9年8月分までの給与からも当該記録（17万円）よりも高額な標準報酬月額20万円に相当する報酬月額を支給され、保険料は翌月控除であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立て

ているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年5月から同年8月までの期間及び同年10月から9年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された8年6月分から9年8月分までの給与明細書における保険料控除額などから総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、8年5月から同年8月までの期間を19万円に、同年10月から同年12月までの期間を20万円に、9年1月を19万円に、同年2月を20万円に、同年3月を19万円に、同年4月を20万円に、同年5月を18万円に、同年6月を19万円に訂正することが必要と認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無いため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成8年9月及び9年7月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された8年10月分及び9年8月分の給与明細書によると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に相当する標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額となっているものの、8年9月の報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と同額であり、9年7月の報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額よりも低額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年11月20日、資格喪失日に係る記録を同年12月8日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月20日から同年12月8日まで

昭和47年4月1日に株式会社AのD支店（当時）に入社し、同年11月20日から同年12月7日まで同社E支店F室勤務、同年12月8日から同社E支店勤務となり、そのまま55年3月31日まで勤務した。同社E支店F室に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いので、この期間を厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主作成の職歴証明書、雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務（昭和47年11月20日に株式会社AのD支店から同社E支店F室に異動）していたことが認められる。

また、株式会社AのE支店が厚生年金保険の適用事業所になった昭和47年12月8日に同支店において被保険者資格を取得している申立人を除く29人は、同支店において被保険者資格を取得する直前は、同社C支店において被保険者記録があり、両支店の間の被保険者期間に空白は無い（同僚供述により、同社E支店F室で勤務したことが推認される18人を含む。）こと、同社E支店F室に勤務したとする同僚は、同社E支店F室に配属された職員は同社C支店における被保険者資格を取得したと供述し

ており、複数の同僚も同社E支店F室に勤務した職員の給与は同社C支店から支給されたと供述していること、及び同社C支店以外の支店から同社E支店F室に配属されたとする複数の同僚は、同社E支店において被保険者資格を取得する直前は同社C支店において被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、同社E支店F室に配属された職員については、同社C支店において被保険者資格を取得させる取扱いであったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのD支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の申立人の被保険者資格喪失時及び同社E支店に係る同被保険者名簿に記載の申立人の被保険者資格取得時の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無いため保険料を納付したか否か不明としているが、申立期間における株式会社AのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和47年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成14年10月から同年12月までの期間及び15年3月から同年7月までの期間を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年9月1日まで
A株式会社での給与明細書では、標準報酬月額17万円に相当する保険料が控除されているが、標準報酬月額が16万円となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及びA株式会社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年3月から同年7月までの期間を17万円に訂正することが必要と認められる。

一方、上記以外の申立期間については、上記給与明細書及び上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額

がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、今回訂正をする期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額を 17 万円として届出を行い、届け出た同月額に基づく保険料を納付したとしているものの、当該事業所は平成 14 年 10 月の定時決定に係る算定基礎届を社会保険事務所（当時）及びB組合に同一内容で提出したとしており、社会保険事務所及び同組合の同月額は 16 万円と記録されていることが確認でき、申立人の同月額を社会保険事務所及び同組合がいずれも誤って記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和33年12月16日に、資格喪失日に係る記録を35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月16日から35年4月1日まで
昭和27年5月1日にA株式会社に入社した後、転勤はあったものの、同社の事業所に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された在籍証明書、賃金台帳、健康保険組合の加入記録、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和33年12月16日に同社B所から同社本社に異動し、35年4月1日に同社本社から同社C所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社から提出された申立期間の一部に係る賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額、申立期間前後の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間におけるA株式会社に係る健康保険

厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届及び被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 33 年 12 月から 35 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成7年7月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年10月1日から7年7月26日まで

前回、平成4年4月1日から6年10月1日までの株式会社Aの標準報酬月額について申立てを行い、あっせんされた（埼玉厚生年金事案1659）が、同様に同年10月1日から7年5月31日までの同社の標準報酬月額も、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。また、同社には7年7月ころまで勤務し、保険料も控除されていたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間に株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成7年5月31日より後の同年8月4日付けで、申立人が同年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われ、さらに、同年8月17日付けで、6年10月から7年4月までの期間に係る標準報酬月額が当初記録されていた47万円から24万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは法人事業所であり、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年5月31日）において、従業員が常時5人以上勤務していたことが認められ、同社が適用事業所としての要件

を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成7年5月31日に資格を喪失した旨及び標準報酬月額に係る減額処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日及び標準報酬月額に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年7月26日であると認められる。

また、平成6年10月から7年6月までの期間に係る標準報酬月額については、上記訂正前のオンライン記録から、47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を112万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、112万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、38万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、A株式会社（現在は、B株式会社）C工場に係る被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月16日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、昭和19年10月から同年12月までの期間は110円、20年1月から同年8月までの期間は140円とすることが妥当である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年3月26日から同年4月1日まで
② 昭和18年12月10日から20年11月まで

昭和18年3月26日にA株式会社に入社し、20年11月まで継続勤務した。しかし、同社に係る厚生年金保険の記録においては、18年4月1日から同年12月10日までの被保険者期間しかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和19年6月1日から20年9月16日までの期間については、A株式会社（現在は、B株式会社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者期間は18年4月1日から同年12月10日までであることが確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名の記録であり、生年月日が大正6年8月8日とされるA株式会社C工場に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和19年6月1日

に資格取得、20年9月16日に資格喪失)が確認できる上、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該記録を確認することができる。

また、事業主が提出した社員名簿及び同僚の供述から、申立人が当該事業所に申立期間②において、Eに従事していたことが確認できることを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人のものであると認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法における適用準備期間であり、当該期間は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない期間である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月16日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、未統合となっている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和19年10月から同年12月までの期間は110円、20年1月から同年8月までの期間は140円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、事業主の提出した社員原簿及び社員名簿並びに申立人の提出した辞令により、申立人のA株式会社への入社日が昭和18年3月26日であることが確認できる。

しかし、事業主は、申立期間①における給与の締切日は毎月20日、支給日は毎月25日であり、申立人の給与支給は昭和18年4月25日からのため、厚生年金保険料の控除は同年4月分からであると回答している上、労働者年金に係る届出及び保険料の控除、納付については不明と回答している。

また、申立人と同時期に、A株式会社C工場に勤務した同僚のうち、連絡先が判明した者全11人のうち6人から回答を得たが、同事業所における労働者年金保険加入の取扱い及び保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により、労働者年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②のうち昭和18年12月10日から19年6月1日までの期間

については、申立人の提出した 18 年 12 月 26 日及び 19 年 6 月 26 日付け給与辞令により、申立人が A 株式会社 C 工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、事業主は、F 職の社会保険適用は昭和 19 年 10 月の厚生年金保険適用開始時からとしており、当初申立人を労働者年金に加入させた経緯は不明であるが、申立人は、G 職となった時点で労働者年金の被保険者資格を喪失したと推測されるとした上、社員名簿において G 職であることを示す「H」の表示が確認できると回答しているところ、同僚の一人は、申立人は E に従事していたと供述している。

また、申立人と同時期に A 株式会社 C 工場に勤務した同僚のうち、連絡先が判明した者全 11 人のうち 6 人から回答を得たが、同事業所における労働者年金保険加入の取扱い及び保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により、労働者年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間②のうち昭和 20 年 9 月 16 日から同年 11 月までの期間については、申立人は、提出した履歴書に基づき 20 年 11 月まで勤務したとしている。

しかし、事業主の提出した社員原簿及び社員名簿において申立人の退職日は記録されておらず、事業主は申立人の退職日は不明と回答している。

また、申立人の D 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の未統合記録により、資格喪失日が昭和 20 年 9 月 16 日であることが確認できる上、同名簿により同日において A 株式会社 C 工場に在籍していた者 165 人中 91 人が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険の資格を喪失している同僚のうち、連絡先が判明した者全 10 人のうち 4 人から回答を得たところ、3 人が当該事業所における資格喪失日と退職日が異なっていると回答しているが、それぞれの退職日及び資格喪失日以降の保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、当時 A 株式会社 C 工場事務を担当していた同僚は、同工場は I 工場として J 等を制作しており、終戦直前に関係書類を焼却する旨の指示を受け、書類等はほぼ焼却処分されたと供述している。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年5月20日、被保険者資格喪失日は22年7月12日であったと認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、上記期間の標準報酬月額については、昭和21年5月から同年9月までは240円、同年10月から22年1月までは360円、同年2月から同年5月までは480円、同年6月は500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から22年9月ころまで

実家のあったC市内の尋常小学校を卒業した後、昭和16年12月(12歳の時)に姉が先に働いていたA株式会社B工場に入社し、22年8月から同年9月ころまでDとして勤務した。

同じ職場で戦時中から働いていた主人と結婚することになっていたことや、C市内にあった知り合いのEに仕事を手伝ってほしいと言われたのを契機に、A株式会社B工場を辞めた。

出産や育児も一段落した昭和30年5月1日から2か月間、再度A株式会社B工場に勤務した。その時の厚生年金保険の被保険者記録はあるものの、最初の勤務期間の被保険者記録が無い。

申立期間も厚生年金保険に加入していたと考えているので納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が勤務していたA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、生年月日が同一かつ申立人の姓名(F)と酷似した「G」(当初「H」と記載されていたが、2本線で訂正)という名前で、資格取得年月日は昭和21年5月20日、資格喪失年月日が22年7月12日という被保険者の記録が確認できる。

また、オンライン記録によると、当該被保険者名簿に記載されている記号番号で確認できる被保険者記録は、氏名がIで資格取得年月日が1

日違いの昭和 21 年 5 月 21 日となっているほかは、厚生年金保険被保険者台帳索引票、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記載内容と一致していることが確認できる。

さらに、当該被保険者記録は、オンライン記録において基礎年金番号に未統合の記録となっている。

加えて、申立人の同僚は、申立人は、戦時中から終戦直後にかけて A 株式会社 B 工場に勤務していたと供述していること等から、当該未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は、申立人の被保険者記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 21 年 5 月 20 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 22 年 7 月 12 日に資格喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における当該未統合記録から、昭和 21 年 5 月から同年 9 月までは 240 円、同年 10 月から 22 年 1 月までは 360 円、同年 2 月から同年 5 月までは 480 円、同年 6 月は 500 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 21 年 5 月 20 日から 22 年 7 月 12 日までの期間を除く期間について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が A 株式会社 B 工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社では、当該期間の勤務実態等に関する資料は保存していないとしている上、同僚からも事業主による申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、上記以外に、申立人と考えられる氏名は確認できない。

さらに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和36年3月3日、資格喪失日に係る記録を37年5月16日とし、36年3月から同年9月までの標準報酬月額を2万円、同年10月から37年4月までの標準報酬月額に係る記録を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月3日から37年5月16日まで

昭和35年7月4日から平成7年4月1日までA株式会社の厚生年金保険の被保険者であったにもかかわらず、昭和36年3月3日から37年5月16日までの期間の記録が無い。申立期間当時はCにいた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社D支店において、昭和35年7月4日に厚生年金保険の資格を取得し、36年3月3日に資格を喪失後、37年5月16日に同社D支店において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A株式会社の人事記録及びE組合の記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は、「厚生年金被保険者名簿（事業所作成）により、昭和35年7月4日時点でFに在籍し、資格を取得したことは確認できる。また、36年1月7日からはGとして社員名簿が残っていることから、申立期間は本来であれば加入させているべき社員であったと考えられる。」としている。

さらに、申立期間の当該事業所について、申立人とともに同様の業務に

従事していたとする同僚は、申立人がCにいたと供述しているとともに、当該同僚を含む複数の同僚が、申立人と同時期にA株式会社D支店において被保険者資格を喪失及び取得していることが確認できるところ、いずれも申立期間における被保険者期間は同社B出張所であることが確認できることを踏まえると、申立人についても同事業所で資格を取得させる取扱いであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社D支店における昭和35年7月及び37年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録、申立期間当時の元同僚の給与改定状況及び申立期間当時の標準報酬月額の改定状況から、36年3月から同年9月までは2万円、同年10月から37年4月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険被保険者証の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年3月から37年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年6月10日から4年7月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を3年6月10日に、資格喪失日に係る記録を4年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成3年6月10日から4年7月16日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から3年5月まで
② 平成3年6月から4年7月まで

申立期間①のころは、B区に所在していた株式会社Cに、申立期間②のころには、B区に所在していた株式会社Aに勤務したが、オンライン記録では、両社における厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、複数の同僚の供述から、申立期間②当時に申立人が株式会社Aに勤務していたことが推認できるとともに、同社における当時の総務担当者は、「当社で保管している社員名簿によると、申立人が平成3年6月10日から4年7月15日まで勤務していたことが確認できる。」旨を供述していることから、申立人が3年6月10日から4年7月15日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間②に株式会社Aに勤務し、同様の業務に従事していた同僚の4人は、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する上、この4人のうち3人は、「申立人は、同様の業務に従事しており、申立人だけが保険料の控除をされていなかったとは考えにくく、申立人は、事業主により給与から保険料を控除されていたと思う。」旨の供述をして

いる。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時の株式会社Aの従業員数と社会保険事務所（当時）のオンライン上の厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致するため、申立期間②の当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる上、当時の総務担当者は、全従業員が社会保険に加入していた旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成3年6月10日から4年7月16日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成3年6月10日から4年7月16日までの標準報酬月額については、同様の業務に従事していたとする同僚の社会保険事務所における当該期間の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間②の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年6月から4年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①において株式会社Cに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「申立人は、契約社員であり、各自で国民年金に加入する契約であったため、厚生年金保険には未加入で、厚生年金保険料を給与から控除することはなかった。」と供述している。

また、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間①当時に加入記録のある同僚からは、「申立人は、正社員ではない。社会保険の加入等は、申立人と会社との話合いで決まっていたのではないか。」との供述があった。

さらに、申立人の申立期間①における雇用保険の記録は確認できない上、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号も連番で欠番は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、

ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和35年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年1月1日から同年2月1日まで

昭和35年1月1日から平成5年10月31日までA株式会社において、Cの職場で勤務していたが、在職証明書、社員名簿及び退職所得の源泉徴収票があるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が漏れているのは納得できない。調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人に係るA株式会社発行の在職証明書、同社が保管している申立人の社員名簿の記録及び申立人が保管している同社発行の平成5年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票によると、申立人の入社年月日は昭和35年1月1日とされており、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社の人事担当者は、「申立期間当時3か月程度の試用期間があったが試用期間中であっても入社と同時に厚生年金保険は加入させており、正社員との違いは有給休暇及び残業手当が無いだけです。」と供述している。

さらに、申立期間当時の同僚9人の勤務期間は厚生年金保険の被保険者期間と一致しており、当該同僚9人全員が厚生年金保険料についても控除

されていたと供述している上、このうち4人は申立人と同じDとして勤務していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和35年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と一致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(36万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から8年10月1日まで
オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が 22 万円となっているが、誤りであると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 36 万円と記録されていたところ、平成9年4月11日付けで7年10月1日の定時決定が訂正され、7年3月1日にさかのぼって22万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成8年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、事業主により標準報酬月額 36 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、A組合は、「申立人の申立期間の標準報酬月額は36万円である。」と回答している。

さらに、申立人及び同僚は当時の株式会社Bは経営が厳しく、社長は会社の身売り先を探して、給与の遅配も発生していた上、滞納社会保険料の督促通知書を見たこともあると証言していることを踏まえると、社会保険料の滞納があったことが推測できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡及^{そきゆう}して行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和51年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、同年1月から53年9月までは17万円、同年10月から同年12月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月21日から54年1月22日まで
社会保険事務所（当時）で株式会社Aにおける昭和51年1月21日から54年1月22日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できないと言われた。

昭和51年1月21日は、私がC市にあったD店に勤務した日でもあり、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたことから納得できないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の提出した「昭和52年度新給与」表に申立人の入社月について昭和51年1月と記載されており、事業主は、申立人の入社日について同年1月21日と供述していることから、申立人が申立期間について株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Aの事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、「保存されている「昭和52年度新給与」表に申立人の記録が記載されていることから、申立人は社員として採用され厚生年金保険料を控除していたと思われるが、給与台帳等の資料が保存されておらず不明。」と供述しているものの、同僚12人に照会し、回答し

た6人のうち4人は、「申立人は、株式会社AにおけるD店の店長を昭和51年1月21日から、数か月後にはE店の店長を務めるなどして店舗運営のノウハウを指導しており、その後は事業所の管理職の立場にあったことから、正社員として厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。」旨の供述をしている。

さらに、事業主から提出された「昭和52年度新給与」表に名前のある昭和50年6月から52年1月までに入社した申立人を含む社員31人の入社月（日付の記載は無い。）と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、申立人を除く30人のうち、一人は当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が確認されず、この一人は氏名検索において同名の者が500人近く存在するため同僚調査は不能であったものの、29人については入社月が厚生年金保険の被保険者資格の取得月と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、「昭和52年度新給与」表及び昭和51年1月に入社した同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年1月から53年9月までは17万円、同年10月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明と供述しているものの、申立期間は、昭和51年1月21日から54年1月22日までの3年間であり、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び3回の定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が申立人の資格取得日を54年1月22日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る51年1月から53年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和19年11月1日から同年12月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の株式会社AのB所における資格取得日に係る記録を19年11月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を70円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から19年9月20日まで
② 昭和19年9月20日から20年12月26日まで

申立期間①は、昭和17年4月1日にC校(現在は、D校)に入学と同時に学徒動員になり、友人のE氏(故人)とF市のG所に派遣されて国のために働いていた期間である。

申立期間②は、昭和19年9月20日に大学を卒業し、E氏とともに株式会社AのB所(H市)に入社と同時に在籍のまま軍隊に応召していた期間であるが、終戦後帰郷して同社B所に復職の連絡を取ったところ、B所はIの施策で解散し、全員解雇になっていた。その後、E氏に再会した際に、彼が株式会社AのB所勤務時代の厚生年金を受給していると聞き、社会保険事務所(当時)に照会したが自分の記録は確認できなかった。

申立期間は、国のために働いていた期間であり、納得できないので調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間②について、事業主から提出された入社及び退社時の発令通知に、昭和19年10月1日付けで「職員ニ任ズ」、及び同年11月30日付けで「依願解任候事」と記載されていることから、申立人が申立期間②のうち、19年10月1日から同年11月30日までの期間に

継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の本籍地のある J 県の K 室の発行する履歴書により、申立人は、昭和 19 年 11 月 1 日に L に招集され、20 年 9 月 1 日に復員した軍歴が確認できる。

一方、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、昭和 19 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人が L に招集されていた期間であることから、たとえ被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間②のうち、昭和 19 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、被保険者資格の取得日は、19 年 11 月 1 日とし、資格喪失日は、同年 12 月 1 日とすることが妥当である。

なお、昭和 19 年 11 月の標準報酬月額については、株式会社 A の保管する「入社・退社時の発令通知」から、70 円とすることが妥当である。

- 2 申立人が申立期間①について勤労働員学徒として勤務したと主張する G 所は、商業登記簿謄本により M 株式会社 N 所（現在は、O 株式会社）であることが確認できる。

しかし、M 株式会社の事業主は、「N 所は、昭和 20 年 8 月 * 日の空襲により壊滅的打撃を受けた上、その後合併を繰り返したことから給与台帳等の資料は保存されておらず、申立人の申立期間①の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明。」と供述しており、申立人の当該期間の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び同僚の E 氏の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、同名簿において生存及び住所の確認された同僚 4 人に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できなかった。

さらに、P 社会保険事務局（当時）に M 株式会社 N 所に係る厚生年金保険の被保険者記録について照会すると、当該事業所のほかに、N 所の名前を冠した Q 社が確認されたものの、当該事業所は昭和 20 年 8 月 7 日に適用事業所ではなくなった旨の届出をしており、R 法務局に商業登

記簿謄本を申請したところ「該当事業所が見当たりません。」との回答で事業主照会をすることができない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び同僚のE氏の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿において生存及び住所の確認された同僚7人に照会して回答した一人は、「勤労働員で来た人はいたが、それが申立人たちであったかどうかは分からない。」旨の供述をしていることから、申立人の申立期間①におけるQ社への勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除については確認することができなかった。

なお、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。昭和19年6月1日以降は厚生年金保険法施行令）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の「被保険者たらざる者」として指定されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年4月26日）及び資格取得日（27年5月26日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月26日から同年5月26日まで

私は、A株式会社に昭和26年12月10日に入社し、63年6月4日で定年退職するまで異動・転勤はあるものの継続して勤務した。

入社から昭和27年12月10日までは、同社B工場に勤務したが、そのうちの1か月が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の従業員台帳、雇用保険被保険者記録並びに申立人の同僚の供述及び記録から判断すると、申立人は、昭和26年12月10日の入社から63年6月4日の定年退職まで継続して勤務し、そのうちの26年12月10日から27年12月10日までは同社B工場に勤務しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や

取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、事業主は、申立人が主張する昭和21年3月28日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間①の標準報酬月額については、150円とすることが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B部における資格喪失日を昭和22年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を600円とすることが必要である。
なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 昭和21年3月28日から22年4月14日まで
② 昭和22年8月1日から同年11月1日まで
C校を繰り上げ卒業し、昭和21年3月にA株式会社に入社しB部に勤務した。Dの施策で同社に解散命令が出て、同社は分社化されたことに伴い、E株式会社が変わったが、その後平成元年に退職するまで変わらず勤務していた。調べて申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A株式会社が提出した申立人の履歴簿及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①において同社に継続して勤務していたことが認められる。
また、A株式会社が提出したF社会保険出張所の押印のある申立人の再交付された被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄には「昭和21年3月28日」と記載されている上、同じく同社が提出した「健康

保険厚生年金保険台票」の「初めて取得した厚生年金証」の「取得年月日」欄にも「昭和 21 年 3 月 28 日」と記載されていることが確認できる。

さらに、A株式会社B部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、オンライン記録と一致しないものが多数見られるとともに、頁の体裁や厚生年金保険記号番号の記載順序が番号順になっておらず、途中の頁から上部に「合帳処理済」と記載があることから、合帳処理の際に転記誤りが生じた可能性がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA株式会社B部において昭和 21 年 3 月 28 日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B部に係る昭和 22 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、150 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、Dの施策により、A株式会社は複数の会社に分社化され、申立人は、分社化されたE株式会社に異動したが、A株式会社が提出した履歴簿からは申立人が継続して勤務していたことが確認できる上、申立人の複数の同僚も仕事に中断は無かったと供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社B部に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、E株式会社の厚生年金保険の新規適用日が昭和 22 年 11 月 1 日であり、同日に資格を取得した同僚の供述からも、それ以前の保険料控除がうかがわれないことから、A株式会社B部における資格喪失年月日を同年 11 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B部に係る昭和 22 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行い、申立期間②に係る保険料については納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで
社会保険庁（当時）の被保険者記録回答票によれば、A株式会社に勤務していた時期の加入期間に空白があるが、人事異動による転勤をしただけであることから、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業主から提出のあった在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務し（昭和47年12月1日に、同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和47年10月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを誤って同年11月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成3年3月22日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年7月31日から3年5月1日まで

私は、昭和62年1月5日から平成3年11月30日までA株式会社に継続的に勤務し、その間、給与から厚生年金保険料も控除されていた。空白となっている厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和62年4月1日から平成3年11月30日までA株式会社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の平成2年7月31日となっているが、当該喪失処理は、同日以後の3年3月22日に行われており、同事業所の従業員4人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

なお、申立人と同様の資格喪失処理が行われている同僚が所持する給与明細書によると、申立期間のうち、平成2年7月から3年2月までの期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた3年3月22日であると認められる。

また、平成2年7月から3年2月までの標準報酬月額については、2年10月の訂正前のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成3年3月22日から同年5月1日までの期間については、オンライン記録により、当該喪失処理が行われた日以後の期間であることが確認できる。

また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、貸金台帳や給与明細書等が無く、ほかにこれを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は15万円、申立期間②は23万円、申立期間③は23万円、申立期間④は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 12 日
② 平成 18 年 7 月 10 日
③ 平成 19 年 7 月 10 日
④ 平成 19 年 12 月 11 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A株式会社から申立期間に支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料の控除が確認できる同社の賞与明細書があるので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賞与明細書及び賞与一覧表により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16年12月12日は15万円、18年7月10日は23万円、19年7月10日は23万円、19年12月11日は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は15万円、申立期間②は15万円、申立期間③は13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月11日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A株式会社から申立期間に支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料の控除が確認できる同社の賞与明細書があるので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賞与明細書及び賞与一覧表により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18年7月10日は15万円、19年7月10日は15万円、19年12月11日は13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は70万円、申立期間②は75万円、申立期間③は65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月11日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A株式会社から申立期間に支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料の控除が確認できる同社の賞与明細書があるので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賞与明細書及び賞与一覧表により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18年7月10日は70万円、19年7月10日は75万円、19年12月11日は65万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は130万円、申立期間②は126万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日
② 平成18年12月11日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A株式会社から申立期間に支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料の控除が確認できる同社の賞与明細書があるので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賞与明細書及び賞与一覧表により、申立人は、申立期間（平成18年7月10日及び同年12月11日）に係る賞与において、130万円に見合う賞与額が事業主により支給されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細書及び賞与一覧表における保険料控除額から、申立期間①は130万円、申立期間②は126万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届

を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと
していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間におけ
る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主
は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から62年4月まで

私は、ねんきん特別便で国民年金の加入月数と国民年金保険料の納付月数が合致していなかったため、A社会保険事務所（当時）に聞いたところ、昭和49年からは納付済みであるが申立期間は未納であると言われた。申立期間の保険料は私が納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手続について、申立人は、厚生年金保険及び国民年金の切替手続をしたかどうか覚えていないとしており、申立期間直前の厚生年金保険の被保険者資格取得日「昭和53年11月24日」、厚生年金保険の資格喪失日及び国民年金の被保険者資格取得日「61年8月1日」並びに申立期間直後の国民年金の被保険者資格喪失日及び厚生年金保険の被保険者資格取得日「62年5月21日」の記録が、平成元年8月15日に追加されていることから、当該期間は申立期間直後の厚生年金保険の被保険者期間を通して一連の未加入及び未納期間であったものと推認でき、当該記録が追加された時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和62年12月から63年5月までの国民年金保険料が、平成2年1月26日に過年度納付されており、当該時点においても申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から47年4月まで

申立期間に当たる時期は、次の就職先が決まるまで知り合いのA社でアルバイトをしていた。そのころ、私の老後を案じた母親が、昭和45年2月ころに私の国民年金加入手続きを行い、その後の国民年金保険料を納付してくれていた。保険料の納付については、毎月、月末に自宅まで集金に訪れていた国民年金の集金人を通じて納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和45年2月ころに申立人の国民年金加入手続きと、申立期間の国民年金保険料の納付をしてきていたと申述しているが、その加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に他界しており、証言を得ることができない上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、現在所持している表紙が青色の年金手帳のほかに、申立期間当時は表紙がオレンジ色の年金手帳を所持していた記憶があるとしているが、表紙がオレンジ色の手帳は、申立期間当時発行されていた年金手帳とは異なり、申立人は、ほかに年金手帳を所持していた記憶は無いとしている。

さらに、申立期間は未加入期間となっており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 63 年 4 月まで
勤めていた会社を辞めた時に、自分でA市役所に国民年金の資格変更届出をして、その後、B駅前のC銀行（現在は、D銀行）で保険料を払っていた。会社を辞めてから結婚するまでの期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた会社を辞めた時に、自分でA市役所に国民年金の資格変更届出をして、B駅前のC銀行で保険料を払ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年8月ころに払い出されており、その時点では、申立期間のうち60年7月から61年6月までは時効により納付できない期間であり、申立期間のうち61年7月から63年4月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いと申述している。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付された記憶も無いと申述しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年10月までの期間及び4年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から同年10月まで
② 平成4年3月から同年8月まで

私の父は年金の保険料を納めておらず、また母は年数が足りない状態だった。そのような両親を見ていたので、自分は年金の保険料だけはしっかり払わなければいけないと思っていたので、会社を辞め社会保険を抜けた時は、真っ先に市役所へ行き手続きをしたのに記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞め社会保険を抜けた時は、真っ先に市役所へ行き手続きをしていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年11月ころに払い出されており、その時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付された記憶も無いと申述しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から50年3月まで
私が20歳になったころ、当時私は学生だったが、実家の母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと記憶している。母親から「年を取った時に少しでもたくさん年金がもらえるように今のうちに納付しておく方が良い」と聞かされたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったころ、実家の母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付について関与していないため、加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月ころA市で払い出されており、申立期間は申立人が学生であったことから任意加入期間となるが、20歳となった47年*月から50年4月に国民年金の被保険者資格を取得するまでの未加入期間であるため制度上保険料を納付することはできず申立人の主張と異なっている上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から同年10月まで

私は、平成8年6月ころA社を退職し、その後私がB市役所で国民年金の加入手続をし、後日納付書が届いたのでB市役所の窓口で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年6月ころA社を退職し、その後申立人がB市役所で国民年金の加入手続をし、後日納付書が届いたのでB市役所の窓口で保険料を納付したと申し立てているが、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月まで

私の国民年金については、昭和 36 年 4 月ころ、私の母が自宅に来た役場の人に加入手続をし、私が結婚した 37 年 12 月まで母が A 町の役場に保険料を納付していた。私の兄妹の国民年金も、私の母が加入手続をし、母が保険料を納付したので、私だけ申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ころ、その母が自宅に来た役場の人に国民年金の加入手続をし、申立人が結婚した 37 年 12 月まで母が A 町の役場に保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、申立人は 45 年 2 月に任意加入していることが確認でき、その時点では、申立人は被保険者資格を 36 年 4 月にさかのぼって取得することは制度上できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人の母が申立人と同時に加入手続をしたとするその兄妹のうち、妹の国民年金手帳記号番号は昭和 35 年 10 月ころに、兄の手帳記号番号は 42 年 2 月ころに払い出されていることが確認でき、申立人の陳述とは相違する。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、加入状況、納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から56年9月まで
勤めていた会社を昭和49年4月15日に退職し、両親が国民年金の加入手続を行い保険料を納付してくれた。昭和56年10月1日に再就職し、厚生年金保険に加入するまでは強制加入被保険者であり、途中で被保険者資格を喪失する理由は全く無いので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと主張しているが、その父親は既に他界しており、母親からは申立期間当時の納付状況等についての証言を得ることができず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間中に国民年金被保険者資格を喪失する理由は全く無いとしているところ、確かに申立人が被保険者資格を喪失する理由は見当たらない一方、申立人の兄からは申立人の保険料まで両親が納付していたかどうかは不明であるとし、種々の調査によっても、申立人の両親が72か月間にわたる申立期間の保険料を納付していたとの確かな心証を得るには至らなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から同年8月まで

私は、平成8年5月に、会社を退職し、会社から渡された離職証明書及び年金手帳を持参してA市役所へ行った。窓口職員に「国民健康保険と国民年金をセットで加入しないと手続できない。」と言われ、各担当者から説明を聞き、それぞれ加入手続を行った。

後日、郵送で国民健康保険税及び国民年金保険料の納付書が届き、各月ごとに金融機関で保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年5月に退職した会社から受け取った離職証明書及び年金手帳を持参し、A市役所で国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人が持参したとする年金手帳には、加入手続時に払い出されるはずの国民年金手帳記号番号及び「初めて被保険者となった日」の記載は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、加入手続をした形跡はうかがわれない。

また、申立期間は未加入期間で制度上保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月ころから33年9月1日まで
② 昭和53年11月30日から54年12月21日まで

厚生年金保険の被保険者期間の記録によると、A株式会社では資格取得日が昭和33年9月1日となっているが32年8月ころから勤務していたはずであり、B株式会社では資格喪失日が53年11月30日となっているが、54年12月21日まで勤務していたはずなので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間当時のA株式会社の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①当時の同僚二人のうち一人は、「当時、会社は保険料を払いたくないので雇用保険を含め健康保険及び厚生年金保険には加入していなかった。健康保険では社員が病気になると会社がその都度直接支払う社内ルールがあった。」と供述し、もう一人は、「厚生年金保険の加入記録は、実際の入社より2年10か月後となっているが、原因は不明である。」と供述している。

また、申立人が退職後に入社した同僚は、「申立人と同様の技術系の仕事で入社したが、しばらく見習い期間があった。」と供述している。

一方、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和30年8月1日付けの新規適用日に事業主を含む8人が資格を取得し、その後、33年9月1日付けで申立人を含む二人が資格を取得し、さらにその後、34年12月1日付けで4人が資格を取得していることが

確認できることを踏まえると、採用後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行うという取扱いがあったと考えられる。

さらに、当該事業所は、昭和 47 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、供述及び関連資料を得ることができないほか、雇用保険の加入記録では、事業所登録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B 株式会社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録における離職日が昭和 54 年 12 月 20 日となっていることから、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 株式会社に係るオンライン記録では、昭和 53 年 11 月 30 日までに、申立人を含むすべての社員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、その後 54 年 2 月 28 日付けで同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、昭和 53 年 11 月 30 日付けで資格を喪失した 3 人の同僚のうち一人は、「厚生年金保険の被保険者記録は 53 年 11 月 30 日で終了し、その後は会社に残り残務整理をしていたものの、給与はほとんど出ない状況であり、会社も社会保険には未加入であった。」と供述し、うち一人は、「53 年 11 月 30 日付けで厚生年金保険の被保険者記録が終了後も 2 か月間働いた記憶があったが、老齢年金の裁定請求時には会社はその期間の保険料は納付していないと思い記録確認せず手続を行った。」と供述し、うち一人は、「53 年 11 月 * 日が会社の倒産日であることを記憶しており、その後も 3 か月間残ったが、会社から国民年金に加入するよう説明もあり、厚生年金保険は倒産した後は脱退していた。」と供述している。

さらに、当時、B 株式会社の下請事業者が倒産による債権者会議で債務返済計画を決議し昭和 54 年 2 月 1 日以降は債権者委員会の管理下に置かれており、この時の委員長は、「同社の代表取締役が連帯保証人の債務により多額の負債を抱え倒産に至り、53 年 11 月 * 日は同社が倒産した時期であり、そのころは既に資金も無く社会保険等も断念したのではないかと記憶している。」と供述している。

なお、下請事業者の中の 1 社が昭和 54 年 8 月 1 日から、B 株式会社の元社員数名が、当該下請業者の厚生年金保険の被保険者となっていることが、当該下請業者に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認することができるが、申立人の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで
申立期間は厚生年金保険に加入していない期間とされているが、昭和 29 年 4 月 1 日から 52 年 1 月 29 日まで、A 株式会社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずである。厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻（平成 21 年死亡）の妹が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社から提出された賃金台帳、源泉徴収票、申立人から提出された社史及び同僚の供述から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 株式会社から提出された昭和 31 年 7 月、同年 8 月及び同年 9 月の賃金台帳において、厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

また、A 株式会社から提出された昭和 31 年分から 35 年分までの源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額と、社会保険事務所（当時）の記録を基に計算した社会保険料の金額はおおむね一致しており、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年5月まで

社会保険庁（当時）から通知のあった年金記録によると株式会社Aに勤務した期間の記録が無い。同社入社時に工場長の奥様から「厚生年金保険に加入しますか。」と聞かれ、「お願いします。」と返事をし、給与から保険料が差し引かれていた記憶があるので厚生年金保険被保険者記録があるはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が、株式会社Aに勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人は、同じ業務に従事していた同僚の名前を記憶していないことから、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人の同僚に照会したところ、回答のあった3人のうちの一人は「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立人はパートとして勤務していた10人余りの女性従業員の一人名であった。社会保険、経理関係は本社で行っていたので分からない。」と供述しており、ほかの同僚二人は「申立人に記憶は無い。パートは女性が10人ほど勤務していたが厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、当該事業所は平成7年1月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の妻は「元事業主は病のため療養中で記憶は定かでない。自分は、当時、経理等の事務に携わっていたが当時の資料は保存していないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除については不明である。社会保険関係については外部の者に依頼していた。

工場に何人の従業員が勤務していたかは分からない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番が無いことが確認できる上、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月31日から同年8月1日まで
② 昭和33年6月ころから34年3月ころまで

申立期間①について、A大学を卒業後、大学での就職応募から選んでB社に就職した。当該事業所はCを行っている会社であった。本社はD地にあり、E営業所に勤務していた。給与は現金でもらっていたが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、昭和33年6月入社したF社はG駅西口周辺にあった。当該事業所はHの販売が多かった。I系列の会社ではなく、従業員は社長を含めて3人から5人の個人営業の事業所であった。給与は現金払であった。厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは覚えていないが、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B社の所在地をJ地としているが、K商工会議所L出張所に照会するも当該所在地でB社を確認することができない。なお、当該事業所に係る商業登記簿謄本も無い。

また、申立人は、当該事業所の事業主や同僚の氏名を覚えておらず、当該事業所に係る申立人の勤務状況等について照会することができなかった。

さらに、オンライン記録により、当該事業所と類似の名称の厚生年金適用事業所を2社確認することができるが、いずれの事業所もその所在地はM地ではない上、厚生年金保険新規適用日も申立期間の後である。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、F社の所在地をN地としているが、K商工会議所O支部に照会するも当該所在地でF社を確認することができない。なお、当該所在地で商業登記簿謄本も無い。

また、申立人は、当該事業所の事業主や同僚の氏名を覚えておらず、当該事業所に係る申立人の勤務状況等について照会することができなかった。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、申立人は、「当該事業所は社長を含めて従業員が3人から5人の個人事業所であり、申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか覚えていない」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 47 年 8 月まで
② 昭和 47 年 8 月から 49 年 7 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。申立期間①についてはA株式会社で、申立期間②についてはB株式会社で、それぞれCとして勤務したが、B株式会社では、自分と仕事の内容や雇用形態が同じだった同僚に厚生年金保険の被保険者記録がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人が、申立期間において、A株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料は処分しており、当時の担当者も会社に残っていないが、当時は、個々のD員に社会保険に加入するかどうか聞いた上で加入させていたため、社会保険の加入状況は、乗務員により違っていたようだ。」と回答している。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していた複数の同僚に照会するも、申立人を記憶している者はいないことから、申立人が、事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい

て、申立期間当時、連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が、申立期間において、B株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、厚生年金保険加入に係る届出及び保険料控除については不明と回答しており、事業主が提出した「E台帳索引」には、昭和47年5月20日から同年8月1日までに雇い入れたD員22人の記載があるが、22人のうち申立人を含む18人について同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立人が記憶している同僚には、同社における厚生年金保険被保険者記録があるが、当該同僚は、申立人の厚生年金保険料控除については不明と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

- 3 このほか、申立期間について、各事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 40 年まで
② 昭和 40 年から 42 年まで
③ 昭和 42 年から 43 年まで
④ 昭和 43 年から 44 年まで
⑤ 昭和 59 年 4 月 17 日から 61 年 4 月まで

社会保険庁（当時）の記録では、Aの下請であるB有限会社のCとして勤務していた申立期間①、②、③及び④並びにD株式会社にEとして勤務していた申立期間⑤の厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④について、申立人は、B有限会社に勤務していたと主張するが、当該事業所の所在地及び同僚の氏名等を一切覚えてはいないため、当該事業所を特定することはできず、また、同僚からの供述を得ることもできない。

また、申立人がB有限会社の元請であったと供述する4社のAは、当該事業所について、「分からない。」又は「下請ではない。」と供述しており、いずれの企業からも当該事業所についての情報を得ることができない。

さらに、申立人は、各申立期間における給与は、B有限会社から日給制として受領していたとしており、また、申立人と同じようにFしていたとする先輩の同僚から、「健康保険証は、勤務するGの、その都道府県において作るものなのだよ。」と言われた覚えがあるとしていることを踏まえると、申立人が健康保険厚生年金保険適用事業所に使用される

被保険者に係る健康保険制度に加入していた事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間⑤について、当該事業所の事業主は、申立人の主張どおり、業務による負傷のため、長期の入院を余儀なくされていたことを認めているものの、「申立人とD株式会社とは、雇用契約ではなく請負契約を締結していたことにより、申立人は、当該事業所の社員ではなくHであった。」とし、また、「(当該)負傷は、当該事業所と掛け持ちして請負業務を行っていた他事業所での業務中に負ったものである。」と供述しているほか、供述を得られた同僚からは、申立人がD株式会社に勤務していた旨の供述を得ることはできない。

また、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金受給申出書によると、申立人は、オンライン記録において確認できる昭和56年12月10日から59年4月17日までのD株式会社に係る厚生年金保険被保険者期間を含めた同保険の全被保険者期間を対象として、平成14年9月3日に脱退手当金を請求していることが確認できることから、申立人は、当該事業所での厚生年金保険の資格取得日及び同喪失日については、当該届出どおりの得喪日として認識していたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 28 日から 30 年 8 月 1 日まで

私は、A株式会社を昭和 29 年 7 月 28 日に退職し、その後、B社（後に、C株式会社）に勤務した。勤務中何回か社名は変わったが 59 年 6 月 23 日まで継続してDの業務を行ってきた。年金加入記録を社会保険事務所（当時）で調査したら、29 年 7 月 28 日から 30 年 8 月 1 日までの期間の記録が無い。申立期間は勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人は、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚照会したうちの5人は、「当時は、試用期間が3か月から1年4か月間あり、入社後すぐには社会保険には加入できなかった。」と供述している上、そのうちの一人は、当時の給与明細書を所持しているが、社会保険料を控除されていないことから、未加入期間があったことが確認できる。また、当時の経理・社会保険の事務担当をしていた同僚は、「試用期間中は社会保険に加入させなかった。」と供述している。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立期間に係る健康保険番号は連番となっており欠番が無い上、厚生年金保険記号番号払出簿において、同僚3人とともに、資格取得日が昭和 30 年 8 月 1 日と記載されており、被保険者名簿も上記の同僚3人と共に同一記録となっている。

加えて、当時の事業主は、当該事業所は既に閉鎖しており、当時の記録は残っておらず、申立人の申立期間に係る社会保険の資格の取得喪失、保

険料の控除及び納付については不明としている上、同僚照会した 16 人のうち、回答のあった 9 人のいずれもが、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等も無く、その他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
平成 17 年*月*日に長男を出産し、育児休業（同年 6 月 7 日から 18 年 4 月 27 日まで）を取得したが、社会保険事務所（当時）に相談したところ申立期間の標準報酬月額が 34 万円とっていたが 32 万円であった。A 株式会社で正社員（B）として現在も勤務しており、20 年 5 月に厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書を提出し、18 年 5 月 1 日から特例申出受理通知されているので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について A 株式会社の標準報酬月額が 34 万円ではないかと申し立てている。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が当初 34 万円と記録されていたところ、平成 18 年 5 月 23 日に 32 万円に遡^{ぞきゅう}及訂正処理されていることが確認できる。

しかし、当該事業所から提出された当時の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写し）、賃金台帳（写し）、増減内訳書、育児休業の関連資料等により、申立人の平成 17 年算定基礎届の報酬月額に記載誤りがあったために当該訂正届が提出されたことが確認できる。

なお、社会保険事務所では、特例申請を認めているため、オンライン記録処理で、将来の年金が不利にならないように、平成 18 年 5 月から同年 8 月までの 4 か月間は、標準報酬月額は 34 万円とする算定基礎届（32 万円）の事務処理とは相違する特別の表示がなされている。

また、C 組合及び D 基金の組合員記録、加入員記録も申立期間について

は 32 万円であり、オンライン記録と合致している。

さらに、申立人が所持する平成 18 年 4 月の復職後の給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額もオンライン記録と合致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 20 日から 32 年 2 月まで
年金事務所の記録では、A地のB株式会社（現在は、株式会社C）に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入となっている。次の会社に移ったときに同社からもらった被保険者証を出した覚えがあるので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Cは当時の資料が保存されておらず在籍が確認できないとしているが、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先が確認できた同僚 17 人に照会し 10 人から回答があり、そのうち一人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人は同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立人は、Dで、働き方は4か月働いて1か月休みの繰り返しだったとしており、同僚からも「当時臨時雇用制度が有り、4か月勤務して1か月休みを繰り返し、2年から3年いても採用されない人もいたし、Eの間は社会保険に入れてもらえなかった。」との供述が得られた。

また、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 32 年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月 5 日まで

昭和 30 年 4 月に中学校を卒業してA業の株式会社Bに就職したのに、厚生年金保険の資格取得日が 32 年 10 月 1 日となっているが、納得できない。また、得意先で知り合ったC株式会社（現在は、D株式会社）の人に勧められて、同社E営業所に 36 年 4 月から勤務したのに、厚生年金保険の資格取得日が 37 年 4 月 5 日からとなっているのも納得できない。申立期間を調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述により、申立人が申立期間①の一部期間に株式会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において被保険者記録がある者のうち、回答が得られた同僚二人は、いずれも入社したとする日からおおむね4年後に資格を取得していることが確認できるほか、保険料控除等について供述を得ることができなかった。

また、申立人は、中学校卒業後に当該事業所に住み込みで働いていたとしているところ、昭和 15 年*月生まれの申立人が中学校を卒業するのは 31 年 3 月であり、同月前の期間において同事業所に勤務していた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②のD株式会社は、申立人が在籍していたか資料が保存されていないことから不明としており、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことが確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②について被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚19人に照会し13人から回答を得られたが、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 5 日から 44 年 1 月 16 日まで

私は申立期間にA株式会社で勤務し、結婚のため退職した。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については脱退手当金が支給されていることになっているが、脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 43 年 6 月まで
② 昭和 43 年 11 月 28 日から 45 年 9 月 25 日まで

申立期間①は、株式会社A（現在は、株式会社B）に昭和 42 年 10 月から 43 年 6 月まで勤務したが、この間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間②は、株式会社C（現在は、株式会社D）に同年 11 月 28 日から 45 年 9 月 25 日まで勤務したが、この間の厚生年金保険の記録も無い。両社ともE市の職業安定所の紹介で、Fとして勤務した。40 年以上も前のことなので厚生年金保険の加入の記憶ははっきりしないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、Fとして株式会社Aに勤務していたと主張しているものの、当時の同僚の名前を覚えていない上、雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険への加入及び保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、当時正社員としてGに従事した同僚は「申立人について記憶に無い。会社は、Fは厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、当該事業主は、「申立人の申立期間①に係る関係書類は保存期間が経過し破棄されているため、厚生年金保険に関する記録は確認できない。」としている。

加えて、申立人の申立期間①に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票 562 人の中に申立人の氏名は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が株式会社Cに勤務していたことは、同社が提出したH組合（現在は、I組合）の確認印のある「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険資格喪失確認通知書」及び雇用保険の加入記録により認められる。

しかし、同僚は、「私はJとして入社した。Jは健康保険には加入したが、厚生年金保険には加入していなかった。K期には田舎に戻ってLを手伝った。ある時、田舎に帰る気持ちがないのなら社員になるよう会社から勧められ、社員になり厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該同僚の株式会社Cに係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社日（健康保険の資格取得日）から2年以上経過していることがオンライン記録から確認できる。

また、H組合は、当時の届出書の様式は健康保険組合の単独様式であり、被保険者証の番号は健康保険組合で付番したものと思われ、当時の書類は保存期間経過のため確認できないと回答している。

加えて、申立人の申立期間②に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票225人の中に申立人の氏名は見当たらない上、申立期間②の一部期間については、雇用保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
株式会社Aに昭和 43 年 3 月 5 日から 46 年 3 月 31 日まで継続して勤務したが、43 年 6 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述により、申立人が、株式会社Aに勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、株式会社Aは、昭和 43 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、所在地変更後の同年 12 月 1 日に再び適用事業所になっていることから、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、株式会社Aは既に解散し、当時の社長及び専務（親子）は死亡しており、供述を得ることができない。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は、昭和 43 年 6 月 30 日に適用事業所に該当しなくなった際、当時の事業主を加えて 5 人の社員全員の健康保険証を同年 7 月 3 日に社会保険事務所（当時）に返納していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

平成 21 年 7 月 21 日現在の被保険者記録照会回答票によると、A株式会社における厚生年金保険の被保険者期間が 11 か月となっている。同社には 12 年 4 月 10 日から退職した 13 年 3 月 31 日まで勤務しており、保存していた同社の給与明細書では 12 年 4 月分から 13 年 4 月分まで厚生年金保険料が 13 回にわたり控除されている。したがって、資格喪失日は 13 年 4 月 1 日となるべきなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社の給与明細書により、平成 12 年 4 月分から 13 年 4 月分までの給与から、標準報酬月額 28 万円に相当する厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認でき、同社では、当該給与明細書は同社が作成したものであると認めている。

しかし、申立人が提出した雇用保険被保険者離職票における申立人の離職日は、平成 13 年 3 月 30 日であることが確認できるとともに、雇用保険の記録とも一致しており、離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日であることから事務上の誤りは無いと認められる。

また、申立人の国民健康保険の加入歴について、B市に照会したところ、申立人の資格取得日は平成 13 年 3 月 31 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の勤務場所であった株式会社CのD支店E営業所において、退職した平成 13 年 3 月 31 日の終業時間まで通常どおりに勤務し、退職後も事務引継ぎ等で出社したと主張しているが、同営業所の定休日は土曜日及び日曜日の 2 日間となっており、同年 3 月 31 日

は土曜日の定休日に当たっていることから、同年3月30日を退職日としたと考えられるとともに、同僚からの供述においても同年3月31日に勤務していたとする具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、A株式会社では、申立人の人事記録、厚生年金保険の資格得喪届等に係る資料が保存されていないため、申立人の退職日を確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月1日から47年7月1日まで
② 昭和47年10月26日から48年3月24日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A株式会社に勤務していた昭和45年6月1日から48年3月24日までの被保険者記録は確認できないが、同期間のうち、47年7月1日から同年10月26日までB株式会社において被保険者記録があるとの回答をもらった。しかし、勤務した期間と被保険者期間が相違しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和45年6月1日から48年3月23日までA株式会社に勤務していたとしているところ、被保険者記録照会回答票において、47年7月1日から同年10月26日まで類似名称のB株式会社における申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間が確認できるが、同社は、事業所の所在地を管轄する登記所において商業登記の確認ができないものの、事業所所在地及び事業主名は、申立人が勤務していたとするA株式会社と同一である上、申立人が記憶しているA株式会社の複数の同僚の氏名もB株式会社の事業所別被保険者名簿に記載されている。また、同名簿の事業所所在地には、当時、A株式会社の商業登記がされており、申立人は、同社の取締役であったことが商業登記簿謄本の記録から確認できることから、オンラインに記録されているB株式会社は、申立人が勤務していたとする申立事業所のA株式会社と同一の事業所であると認められる。

2 申立期間①について、雇用保険被保険者記録により、申立人は、昭和47年4月1日から同年10月26日までA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及びB株式会社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した日と同日の昭和47年7月1日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当該事業所別被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和47年7月1日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致しているほか、同僚についても同日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②について、A株式会社は既に解散している上、当時の事業主及び申立人が記憶している同僚等の連絡先も不明のため、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険の届出及び保険料の控除等を確認することができない。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和47年10月26日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人のA株式会社における離職日は、昭和47年10月26日となっており、オンライン記録とほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 25 日から 60 年 10 月 30 日まで

② 平成 5 年 10 月ころから 8 年 11 月ころまで

株式会社Aに昭和 59 年 4 月 1 日から勤務し厚生年金保険料も給与から控除されていたのに、厚生年金保険被保険者期間が同年 4 月の 1 か月しかないのはおかしい。また、株式会社Bに平成 5 年 10 月ころから勤務し給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなのに厚生年金保険被保険者期間の記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が株式会社Aで勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 59 年 4 月 1 日に資格を取得し同月 25 日に喪失し健康保険証の返納を同年 4 月 27 日に行っていることが確認できる。

また、事業主から提出された賃金台帳及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人がオンライン記録と同じく昭和 59 年 4 月 25 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、株式会社Aの当時の総務担当者は、申立人に社会保険の手続を行うことを説明し、昭和 59 年 4 月に取得手続を行ったところ、同月下旬に退職したと同担当者の前任者が引継ぎを受けたと供述している。

加えて、株式会社Aが加入しているC基金の厚生年金基金加入員台帳により、申立人は、昭和 59 年 4 月 15 日に資格を喪失していることが確

認できる。

- 2 申立期間②について、複数の元同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Bで勤務していたことはうかがえる。
また、複数の元同僚は、申立人の業務内容はDだったと供述している。
しかしながら、当時の事業主へ照会したが回答は無く、申立人との雇用関係の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当該期間の雇用保険被保険者資格取得の記録も見当たらない。
さらに、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。
加えて、申立人は、E組合に平成4年4月1日から15年8月1日まで加入し、8年11月1日に申立期間以降の有限会社Fの被保険者として健康保険適用除外の手続を行っていることが確認できるが、株式会社Bの当時の事業主が健康保険適用除外の手続を行ったことは確認できない。
- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚年年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月から26年8月まで
昭和24年6月ころから26年8月ころまで、A交差点の角にあったBの2階のCで働いていた。当時、D所に所属して厚生年金保険に加入していたと思うので、Cに勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、Bに勤務していた複数の従業員が、同館の2階にCがあったと供述し、申立人の記憶と一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人は、Bの2階のCに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間におけるBに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の被保険者記録は確認できず、また、同名簿では、申立期間当時、申立人が同事業所で一緒に働いていたと記憶している同僚の被保険者記録も確認できない。

また、Eからは、Fに勤務したGの記録（D所の記録）に、申立期間当時、申立人の勤務記録は確認できないとの回答があった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 9 月 4 日まで
私は高校を卒業し、A株式会社に就職したが、両親からBと説得されC組合に臨時職員として転職をした。その後、D局のE試験に合格し、3か月間の教習を受講し、昭和 35 年 12 月*日のFの開業日に正規職員として採用され、以後平成 12 年 4 月に定年退職するまで勤務した。先日、ねんきん定期便をみて、当該組合の期間における記録が無いことが分かった。このC組合に勤務したことは間違いなく、在職証明もあるので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したC組合の組合長名による在職証明書から、申立人が、昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 9 月 4 日まで当該事業所のG係に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所の事業所別被保険者名簿によるとC組合の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 35 年 12 月 1 日であり、同日前において同事業所の適用事業所としての記録は確認できない。

また、事業所の事業所別被保険者名簿において資格取得日が昭和 35 年 12 月 1 日付けの記録のある 33 人のうちから 10 人に同僚照会したところ、回答のあった 8 人のうち 3 人は、「35 年 12 月 1 日はC組合の厚生年金保険新規適用日であった。それ以前は、保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、C組合は、平成元年 3 月末にHに統合され、22 年 4 月にはIに改称になり、申立人の申立期間に係る資料は保管されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月ころから 59 年 3 月ころまで
② 昭和 59 年 4 月ころから 61 年 3 月ころまで

私は、昭和 58 年 2 月*日に結婚をし、夫の仕事の関係でA町のアパートに引っ越した。その年の暮れからB地付近のC店で3か月ほど事務の仕事をした。その後、アパート近くにあった有限会社Dに勤めた。その会社は株式会社E（現在は、F株式会社）のGの仕事をしており、子どもが生まれる1か月前までの2年近く働いたことを覚えている。先日、ねんきん定期便が届き、記録に空白期間があることを知って驚いたが、良く思い出してみると、上記2社の記録が全く無いことが分かった。この2社の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について申立人は、B地付近にあった「C店」に勤め、その店舗はHをしていたと申し立てているが、同店を出店していた株式会社Iは、昭和 58 年ころ、J地に一番近い店舗はK区のL店であり、営業形態もM形式だったと回答しており、申立人の申立内容とは相違している。

また、株式会社Iは、申立期間①当時の資料は残されておらず、当時の状況は不明と前置きをしつつも、現在の厚生年金保険の加入条件について、現在は社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させているが、アルバイトは1か月の勤務時間が130時間以上に達した月が3か月続いた後に、本人の希望があれば加入させているとしている上、申立人もヒアリングの中で、「C店に勤務した期間は研修期間で正社員になっていなかったのかもしれない。」と供述している。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、健康保険証番号に欠番も無い。

加えて、照会できた同僚も、申立人の名前を聞いたことが無いと供述している。

- 2 申立期間②については、申立人が、有限会社Dは、当時、株式会社EのGをしていたと申し立てているところ、現在のF株式会社から、昭和60年ころN社にGの仕事を発注していたとの回答があり、かつ、同社が記録していたN社の当時の電話番号（現在は使われていない。）の局番が、申立人が勤務したとする有限会社Dの住所地と一致することから、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録において、O県内には法人、個人を問わず「N社」の名称の事業所は4事業所確認できたものの、いずれも申立人が主張する事業所の住所地とは一致しない上、申立人の記憶している同僚7人の名字をこれら4事業所に係る職歴審査照会回答票〔個人情報〕により照合しても、「P」という名字の者が一人1事業所で合致したものの、勤務期間記録が申立人の勤務期間と重ならないため、申立人が記憶する同僚とは別人と考えられ、事業所の特定及び同僚照会を行うことができなかった。なお、有限会社Dの商業登記簿謄本は無い。

また、申立人は、「申立期間②当時、健康保険は夫の扶養になっており、仕事は収入が夫の健康保険の扶養の範囲内になるようにしていた。その調整は事業主が行っていた。」と供述するなど、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月から33年6月20日まで
昭和31年8月から35年1月までA有限会社でBとして勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の被保険者期間が33年6月20日からとなっており、それ以前の記録が無い。申立期間も被保険者であったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、入社時期は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、A有限会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚照会において回答があった5人の同僚は、いずれも、入社後1年から2年間余は厚生年金保険に加入できなかったと供述しており、そのうちの一人は、「昭和29年から4年ほどA有限会社に勤務した。同社では本人の能力により正社員となる時期に違いがあり、自分は早い方だったと思うが、それでも約2年間は正社員にはなれず、厚生年金に加入できなかった。私が退職した33年4月ころには、申立人は、まだ正社員になっていなかったと思う。」と述べているほか、申立人が記憶している同僚6人のうち、二人については、申立期間に隣接する期間においてA有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で氏名が確認できないことから、同社では、当時、従業員を採用後、相当期間経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、A有限会社は既に廃業し、当時の事業主も他界しており、申立人の申立期間における厚生年金保険加入状況及び保険料控除を確認する資料、情報を得ることができない。

さらに、申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に

具体的な記憶が無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 1 月 31 日まで
② 昭和 19 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①は株式会社AのB支店で勤務し、申立期間②はC株式会社D工場で勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、株式会社AのB支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、同支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①は、労働者年金保険法により、同法の被保険者は、工場労働者など現業労働者の男性のみで、女性は対象外とされている。

また、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者欄に労働者年金保険記号番号の記載は確認できない。

さらに、当時の同僚4人を抽出して被保険者記録を調査したところ、全員が申立期間①は労働者年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

2 申立期間②については、申立人は、C株式会社D工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、同工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和19年5月は、労働者年金保険法により、同法の被保険者は、工場労働者など現業労働者の男性のみ

で、女性は対象外とされている。

また、申立期間②のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間は、厚生年金保険法が施行されるまでの準備期間とされており、被保険者期間として算入される期間は厚生年金保険料の徴収が行われた同年10月1日からとなっている。

さらに、当時の同僚4人を抽出して被保険者記録を調査したところ、全員が申立期間②は労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月ころから同年 12 月ころまで
平成 16 年 1 月ころから同年 12 月ころまで A 株式会社 B 工場に勤務していたが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が空白となっていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 株式会社において厚生年金保険被保険者であったとしているが、申立人から提出された給与明細書によると、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、申立人の申立期間における厚生年金保険料について給料から控除していなかったと供述している上、事業主から提出のあった賃金台帳によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、C 市から提出された資料によると、申立人は、申立期間において、C 市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 21 日から 47 年 12 月 23 日まで
有限会社 A (現在は、B 株式会社) の C 地と D 地の営業所で、昭和 45 年 3 月 5 日から 48 年 1 月 29 日まで継続して勤務 (E 業務) していたのに、社会保険庁 (当時) の記録によれば、46 年 4 月 21 日に資格喪失し、47 年 12 月 23 日に再び資格取得となっている。

申立期間も継続して勤務しており、納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間に有限会社 A に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、昭和 45 年 3 月 5 日に取得し、46 年 4 月 21 日に喪失した被保険者期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険証の返納年月日が 46 年 6 月 15 日となっており、申立人の資格喪失後に健康保険証が返納されたことが確認できる。

また、申立人が申立期間前の昭和 46 年 4 月 21 日に資格を喪失した際の標準報酬月額が 6 万円であるのに対し、申立期間後の 47 年 12 月 23 日に別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で資格を再取得した際の標準報酬月額は 5 万 6,000 円と減額されている。

さらに、事業主は、申立人に係る資料等を保存していないため当時の状況について不明と回答しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できなかったため、申立期間におけ

る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、当該事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で2つあり、両原票における申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日はオンライン記録と一致しており、整理番号は連番となっていて欠番は無い。

なお、申立人の雇用保険の記録は、昭和45年3月5日から始まり申立期間も含め48年1月28日まで継続した記録があるものの、当該記録とは別に、47年12月23日から48年1月28日までの別番号による記録が存在し、後者の記録は、オンライン記録上、申立人が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を47年12月23日に再取得した後の期間と一致していることから、申立期間を含む前者の記録が申立人の雇用保険の適正な記録であるとは断定できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。